

平成30年度答申第87号
平成31年3月28日

諮問番号 平成30年度諮問第62号（平成31年1月8日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権
処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 関係法令の定め

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）は、現に医療を要する状態にある被爆者に対する医療の給付について、次のように定めている。

- (1) 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態（ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。）にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。

（被爆者援護法10条1項）

- (2) (1)記載の医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾

病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

(被爆者援護法 1 1 条 1 項)

なお、被爆者援護法の施行（平成 7 年 7 月 1 日）の際に現に同法附則 3 条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和 3 2 年法律第 4 1 号。以下「旧原爆医療法」という。） 8 条 1 項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について被爆者援護法 1 1 条 1 項の認定を受けた者とみなすこととされている。

(被爆者援護法附則 9 条)

- (3) 都道府県知事は、(2)記載の厚生労働大臣の認定を受け、かつ、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるとの要件に該当することについて都道府県知事の認定を受けた者に対し、医療特別手当を支給する。

(被爆者援護法 2 4 条 1 項、 2 項)

都道府県知事は、同条 2 項の認定の申請があった場合において、同条 1 項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、医療特別手当証書を交付しなければならない。

(施行規則 3 0 条)

なお、被爆者援護法の施行（平成 7 年 7 月 1 日）の際に現に同法附則 3 条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和 4 3 年法律第 5 3 号。以下「旧原爆特別措置法」という。） 2 条 2 項の認定を受けている者は、被爆者援護法 2 4 条 2 項の認定を受けた者とみなすこととされている。

(被爆者援護法附則 1 1 条 1 項)

また、施行規則の施行（同日）の前に施行規則附則 6 条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和 4 3 年厚生省令第 3 4 号） 2 条の規定により交付された医療特別手当証書は、施行規則 3 0 条の規定により交付された医療特別手当証書とみなすこととされている。

(施行規則附則 1 7 条)

上記の医療特別手当の支給は、上記の都道府県知事の認定を受けた者が被爆者援護法 2 4 条 2 項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、同条 1 項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(被爆者援護法24条4項)

ただし、被爆者援護法附則11条1項の規定により同法24条2項の認定を受けた者とみなされた者に対する医療特別手当の支給は、同条4項の規定にかかわらず、平成7年7月から始めることとされている。

(被爆者援護法附則11条2項)

- (4) 医療特別手当受給権者は、(3)記載の申請をした日から起算して3年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の5月1日から同月31日までの間に、医療特別手当健康状況届に施行規則29条1項に規定する診断書を添えて、居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

(施行規則32条1項)

- (5) 都道府県知事は、(4)記載の届書を受理した場合において、届出をした者が被爆者援護法24条1項に規定する要件に該当すると認めるときは、当該届書に添えて提出された医療特別手当証書に所要事項を記載し、又は新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

(施行規則33条1項)

他方、上記の要件に該当しないと認めるときは、医療特別手当受給権者に、文書でその旨を通知しなければならない。

(施行規則33条2項)

2 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成2年2月16日付けで、厚生大臣から、旧原爆医療法8条1項の規定に基づき、両下腿、左前腕熱傷瘢痕拘縮について、原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定を受け、同年3月3日付けで、A知事から、旧原爆特別措置法2条2項の規定に基づき、医療特別手当の要件に該当する旨の認定を受けた。

(弁明書、診断書(医療特別手当用)、資料の提出について(厚生労働省健康局総務課作成、平成31年3月8日付け))

- (2) 審査請求人は、平成28年5月17日、A知事(以下「処分庁」という。)に対し、施行規則32条1項の規定に基づき、B病院医師P作成の同月11日付け「診断書(医療特別手当用)」(以下「本件診断書」という。)を添えて医療特別手当健康状況届(同日付け)を提出した(以下「本件届出」という。))。

(診断書(医療特別手当用)、医療特別手当健康状況届)

- (3) 医療特別手当健康状況届の審査に当たり、Aにおいては、医学的な専門知識を持つ委員で構成する健康管理手当等認定審査会が添付された診断書の内容を検討した上で、知事に対し、手当の支給要件に該当するかどうかの意見を述べる仕組みが採られているところ、同審査会は、平成28年7月5日、審査請求人は被爆者援護法24条1項の規定する要件に該当しないと判断して、その旨の意見を述べ、処分庁は、これを踏まえて、審査請求人に対する医療特別手当の支給を同年5月で終了することとした。

(弁明書、資料の提出について(厚生労働省健康局総務課作成、平成31年2月6日付け))

- (4) 処分庁は、平成28年7月8日頃、審査請求人に対し、同月7日付けの「医療特別手当健康状況届による非該当通知」と題する書面に「先に提出された標記届につきましては、審査の結果、下記理由により「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第24条第1項の規定に該当しないので通知します。」とした上で、「記」として、「非該当理由 認定疾病については、治療を要する状態にないため。」と記載した通知書によって、審査請求人は被爆者援護法24条1項の規定に該当しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をした。

(医療特別手当健康状況届による非該当通知)

- (5) 審査請求人は、平成28年9月13日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、平成31年1月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

3 本件審査請求の要旨

未だに痛み、痒みが続いております。手術後、1回目の医療特別手当の切換の為、B病院での診察では、手術担当の先生移動でいなく、次の医師の見解で、痛みは分からないため、痒みは飲み薬を出してもらいました。なるべく医療に迷惑をかけないように思い、市販の薬を使用していました。両足、左手被爆し、左手(大学病院)手術、右足(B病院で手術)。

3歳の時に被爆し、その後、腹膜、肋膜を併発し、医者から見離なされてしまったそうです。幼い頃、C温泉に行っても、左右の足、左手が化膿し、皆様

から嫌われる状態でした。就職についても、長く続く事出来ず、何度となく勤め先を変り、やっとの思いで定年退職しましたが、今度は、特別医療手当も半分にされ生活もだんだん苦しくなっております。被爆者が何故苦しまなくてはならないのでしょうか。国、県は被爆者の事を良く考えてもらいたいです。

今迄、B病院で診察を受けなかった事（月一度又は二度）は、D地～E駅の裏B病院迄通院するのが足が痛いため通わなかったのです。Aの原爆検診（年二回）を受ける事で自分自身思っておりました。散歩するにも約30分位のところ2～3回休まないとできませんので、どうか御理解の程よろしくお願い致します。

（審査請求書及びその別紙）

第2 諮問に係る審査庁の判断

被爆者援護法が定める各種援護措置は、①被爆者であるだけで医療費の支給を受けることができるものとした上で、②所定の疾病に罹患すると月3万4430円（金額は、平成30年度の支給額。以下同じ。）の健康管理手当が、③放射線に起因する疾病が「現に医療を要する状態」に至った場合には、原爆症として認定されるとともに月14万円の医療特別手当が、④その後、治療等により「現に医療を要する状態」が解消されると、医療特別手当に代えて月5万1700円の特別手当が、それぞれ支給されることになる。

本件審査請求の対象である医療特別手当は、被爆者が「現に医療を要する状態にある」ことに着目し、当該状態にある被爆者に対し、疾病に罹患していること自体への配慮（健康管理手当）や医療を要する状態が解消された後の健康不安や再発防止のための配慮（特別手当）を上回る配慮を及ぼす必要があるとして設けられている措置であるところ、本件においては、審理員意見書にあるとおり、審査請求人は「現に医療を要する状態」にはないものと認められる。

したがって、審査請求人は医療特別手当の支給要件に該当しないから、本件審査請求は理由がなく、棄却すべきである。

なお、審理員意見書においては、審査請求人が「現に医療を要する状態」にはないとして、次のように述べ、本件審査請求は棄却されるべきであるとしている。

提出された平成28年5月11日付けB病院外科P医師作成の診断書によれば、両下腿、左前腕熱傷瘢痕拘縮に係る植皮術は20年以上前に行われており、定期的に受診はしていないこと、また、植皮部分の搔痒感に対して塗布剤処方と記載されているが、平成28年6月28日付けのAからの照会に対する同医師作成の回答書によると、塗布剤は同年5月11日まで処方しているとのことであり、A

庁へその意味を確認したところ、同日分まで処方されているとのことであったこと、それを踏まえれば、審査請求人の認定疾病である両下腿、左前腕熱傷瘢痕拘縮について、現に医療を要する疾病の状態にはなく、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手續は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手續を担当する審理員として、平成30年8月13日、大臣官房総務課審理室長であるQ、同室総括審理専門官であるR及び同室審理専門官であるSを指名した。

イ 処分庁は、平成30年8月23日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審理員は、平成30年12月26日付けで、審理関係人に対し、審理手續を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が平成31年1月8日である旨を通知した。

エ 審理員は、平成30年12月27日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

なお、本件届出から諮問書の提出までの各手續に要した期間は、以下のとおりである。

本件届出 : 平成28年5月17日

本件処分 : 同年7月8日頃

本件審査請求受付(処分庁) : 同年9月13日

(審査庁) : 同月20日

審理員指名 : 平成30年8月13日(審査庁受付から98週間)

審理員意見書提出 : 同年12月27日

諮問書提出 : 平成31年1月8日(審査庁受付から120週間)

(2) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)は、その目的を定めた1条1項において、行政不服審査制度の目的を「国民が簡易迅速かつ公正な手續の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」と規定し、審理の迅速性を実現するため、例えば16条において、審査請求が審査庁の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでの期間を審理期間とした上、審査庁に対し、標準審理期間を定める努力義務を課して、審査請求手續が迅速に行われることも国民の権利保護のための重要な要素と

位置付けている。本件では、上記(1)のとおり、審査庁が審査請求を受け付けてから当審査会への諮問に至るまで120週を要し、とりわけ受付から審理員を指名するまでに98週を費やした結果、審理手続が開始されたのは受付から1年10か月以上経過した後であった点には、前述した行政不服審査制度の趣旨に照らして大きな問題があるといわざるを得ない。審査庁において速やかに改善が図られるべき必要があるものと思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1)ア 審査請求人が提出した本件診断書の記載をみると、

(ア) 「認定疾病に関する現症及び検査所見」欄には、「右足関節につっぱり感あり、関節可動域制限なし」との記載があり、

(イ) 「認定疾病に対する治療状況」欄には、

a そのうちの「認定疾病に係る受診状況」欄は「ウ. 定期的に受診はしていない」の項に○印が付された上で、

b 「認定疾病に対して過去に行った主な治療（手術等）」欄には「（手術等）植皮術（実施時期）20年以上前」との記載が、

c 「現在行っている治療の内容」欄には、「認定疾病自体に対するもの」として「植皮部分の掻痒感に対して塗布剤処方」との記載がそれぞれ存在する。

イ 本件診断書を検討した健康管理手当等認定審査会は、平成28年7月5日、本件届出について、審査請求人は関節可動制限はなく、植皮部分の掻痒感について塗布剤の処方があったとしても、認定疾病についての治療が継続しているとは認められないとして、審査請求人は現に治療を要する状態にはないと判断をした。

ウ 以上によれば、審査請求人に対して植皮術が行われたのは、本件診断書の作成時点（平成28年5月11日）よりも20年以上前であり関節可動域の制限は既になくなっていること、審査請求人が認定疾病について定期的に医師の診療を受けている事実もないこと、医学的な専門知識を持つ委員で構成する健康管理手当等認定審査会において、このような審査請求人の状態は、認定疾病について現在治療を要する状態ではないと判断されていることを総合すれば、審査請求人は被爆者援護法24条1項の規定に該当しないとした本件処分は適法なものというべきであり、その判断に違法

又は不当な点は認められない。

(2) 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ